

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十八号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の十(表面)中「㉔」を削り、同様式(裏面)退職した職員の注意事項1中「㉔を挿入すること」を「記載すること」に改める。

別記様式第二号(表面)中「㉔」を削り、同様式(裏面)退職した職員の注意事項1中「㉔を挿入すること」を「記載すること」に改める。

別記様式第三号(第2面及び第3面)中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記様式第三号の二(表面)中「㉔」を削り、同様式(裏面)注意事項中3を削り、4を3とし、5を4とする。

別記様式第四号及び別記様式第六号中「㉔」を削る。

別記様式第七号(表面)中「受給資格者氏名」を「受給資格者氏名」に改める。

別記様式第八号中「氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第八号の二(表面)中「受講者氏名」を「受講者氏名」に改め、同様式(裏面)注意事項8中「8欄の下の受講者氏名

については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。また、」を削る。

別記様式第九号(表面)中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改め、同様式(裏面)中6を削り、7を6とする。

別記様式第九号の二(表面)中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記様式第九号の三中「㉔」を削る。

別記様式第九号の四(表面)及び別記様式第九号の五(表面)中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改める。

別記様式第九号の六(表面)中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改め、同様式(裏面)注意事項5中「5 申請書の記載について」を「5 事業主の記載事項について」に改め、5(1)及び「(2) 事業主の記載事項」を削る。

別記様式第十号(表面)中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改める。

別記様式第十一号から別記様式第十二号の三までの様式中「㉔」を削る。

附則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

(この規則により難い場合の措置)

2 この規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則別記様式第六号から別記様式第九号まで及び別記様式第九号の三から別記様式第十号までの様式により難い事情がある場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、これらの様式に準じた別の様式を用いることができる。